

平成21年度政策評価書(事後評価)

担当部局：消費者庁政策調整課

評価実施時期：平成22年8月

政策分野：消費者政策

施策	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整
基本目標	消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、関係省庁による連絡会議を機動的に開催するなど、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、関係行政機関の調整を行い、消費者の立場に立った政策を推進する。
評価方式	実績評価方式

1 施策の概要

(1) 施策の背景・必要性

消費者問題が増加・多様化する中で、迅速かつ的確な対応を図る観点から、消費者政策の推進等について、関係行政機関間の調整を行い、密接な連携の下で対処する必要が一層高まっている。

(2) 施策の概要

関係省庁の担当課長をメンバーとした消費者政策担当課長会議（平成16年9月9日消費者政策会議幹事会決定）を開催し、消費者政策の推進等に係る事項について密接な連絡、情報交換、協議等を行う。また、特定事項については、当該事項の関係省庁等の担当課長による会議を開催し、連絡、情報交換、協議等を機動的に行う。さらに、必要に応じて、関係省庁に対し措置の要求（消費者安全法第16条）や要請を行うことにより、消費者被害の発生・拡大防止を図るための迅速かつ適切な対応を促す。

(3) 施策の予算額

(単位：百万円)

主な施策	平成21年度
消費者政策担当課長会議	0.1

(4) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
—	—	—

2 政策評価の結果

(1) 目標の達成状況

指標	目標値	21年度	達成度
関係省庁に対して、適切かつ迅速な措置要求・要請 【参考指標】関係省庁に対する措置要求・要請等の件数	関係省庁に対して、適切かつ迅速な措置要求・要請を行う。	関係機関等に5回対応を要請	C：達成に向けて進展があった
消費者政策担当課長会議等の開催回数	年4回	・消費者政策担当課長会議 2回 この他、特定事項に関し次のとおり会議を開催 ・エコナ関連製品に関する関係省庁等担当課長会議 1回 ・トランス脂肪酸に係る情報の収集・提供に関する関係省庁等担当課長会議 3回 ・新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム 2回	B：達成できた

(2) 目標の達成状況の分析

全国の消費生活センターに寄せられた消費生活相談の分析結果を踏まえ、直近で相談件数が急増している消費者トラブル事案等について、国民に対して注意喚起を行うとともに、関係省庁の対応が必要と考えられる事案については、その都度、関係省庁に対してしかるべき対応をとるよう要請した。要請先において具体的な対応策を検討中の事案を含め、要請内容の実施状況についてのフォローアップが今後の課題となっている。

関係省庁との政策調整において、文書等のやりとりに加えて、敢えて「会議」を開催することによって、①関係者の「顔合わせ」を行うことによる連絡調整の円滑化、②質疑応答等を通じた情報・問題意識等の共有化、③特定事項に対する政府としての取組姿勢の対外的アピール、④特定事項について「関係課長会議」を開催することにより、誰が関係者なのかを明確化するとともに、対処方針をとりまとめる仕掛けを明確化、⑤会

議資料をHPに掲載すること等による検討プロセスの透明化といった効果を得ることができた。

(3) 総合的な評価

(2) で述べたとおり、消費者政策担当課長会議の開催や特定事項に係る関係省庁連絡会議をタイムリーに開催し、また、関係省庁等に対する要請を適時適切に行うことにより、関係行政機関間の調整を行い、消費者の立場に立った政策を推進することができたと考えられる。ただし、要請内容の実施状況についてのフォローアップなど、消費者の利益の擁護及び増進のため今後取り組むべき課題もある。

3 課題と今後の取組方針

(1) 政策全体の課題と今後の取組方針

消費者問題が増加・多様化する中で、今後も関係省庁の密接な連携の下で対処すべき事案や、関係省庁等の迅速かつ的確な対応を要する事案が発生するものと考えられるため、引き続き関係行政機関との効果的・効率的な調整を行うことにより、消費者の立場に立った政策を推進する。

(2) 主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
取引分野、生命・身体安全分野ともに、消費者行政上の様々な重要課題が存在することから、引き続き関係行政機関の効果的・効率的な調整を図り、対処していくことが必要である。	見直し・改善の方向性	引き続き関係省庁連絡会議を適時適切に開催し、関係省庁に対して迅速かつ的確な措置の要請を行うとともに、要請内容の実施状況のフォローアップが今後の課題となっている。
	予算要求	—

4 有識者の意見等

平成 22 年 8 月 23 日に消費者庁参加から意見聴取を行い、以下の通り意見があった。

- ・個別案件について、政策調整課が積極的にテーマを設定し、関係省庁の調整を図っていくべきではないか。(池本誠司参加)
- ・個別案件のみならず、関係省庁の消費者行政のあり方についても、例えば政策調整課が消費者基本計画の検証・評価・監視に関与するなどによりみていくべきではないか。(品川尚志参加)

(参考) 達成目標の設定の考え方

達成目標	設定の考え方
関係省庁に対して、適切かつ迅速な措置要求・要請を実施	関係省庁に対し適切かつ迅速な対応を要請することにより、消費者問題への迅速かつ的確な対応が図られることが期待できるため、目標として設定した。
消費者政策担当課長会議等の開催回数	消費者政策担当課長会議等を開催することにより、関係省庁間の密接な連携のもと、消費者問題への迅速かつ的確な対応が図られることが期待できるため、目標として設定した。